

犯罪被害者等日常生活支援事業ホームヘルプサービス業務仕様書

この仕様書は、犯罪被害者等日常生活支援におけるホームヘルプサービスの提供に関する委託業務(以下「ホームヘルプサービス」という。)の内容を示すものである。

1 事業目的

この事業は、犯罪被害を受けたことにより、家事等を行うことに支障が生じていると認められる犯罪被害者等(以下「利用者」という。)に対して、日常的な家事(住宅の掃除や衣類の洗濯など)を行うホームヘルパーを派遣することにより、日常生活の安定を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間のうち、利用者が申請した期間

3 業務内容

(1)受注者は発注者からの「ホームヘルプサービス利用連絡票(別紙1)」により、利用者の自宅等へホームヘルパーの派遣を行う。

なお、ホームヘルプサービスの利用は、一利用者あたりの利用時間等に上限があるため、利用連絡票に記載する上限時間等を超えて派遣することがないように注意すること。

(2)派遣の範囲は守口市内のうち、受注者の派遣可能な地域として事前に登録している地域とする。

(3)サービスの内容は次のとおりとする。

- ア 住宅の掃除及び整理整頓
- イ 衣類の洗濯
- ウ 調理
- エ 生活必需品の買物などの日常的な家事
- オ 病院等への通院の介助
- カ その他市長が必要と認める家事等援助

(4)利用対象時間帯は、基本として9時から17時30分までの間とするが、利用者及び受注者双方が協議のうえ、変更も可能とする。

(5)1回当たりの利用時間は、ホームヘルパーの派遣1人の場合、2時間以上3時間以内とする。また、2人の場合は1時間以上1時間30分以内とする。

(6)委託料は派遣するホームヘルパー1人あたり、1時間につき3,000円(交通費を含む・消費税を含まない)とする。ただし、1時間に満たない料金については、利用回数ごとに15分単位(15分未満切上げ)で算出することとし、15分単位の料金は1時間当たりの料金(税抜き)に4分の1を乗じて計算し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とす

る。また、サービス内容により別途費用が発生する場合については、本契約の対象外(利用者負担)とし、利用者及び受注者双方において取り扱いを協議すること。

(7)派遣するホームヘルパーを専任とするかは問わない。また、基本的に性別の指定は行わないが、利用者の状況や受注者が定める規約等により配慮する必要がある場合は、発注者及び受注者双方が協議する。

(8)利用者が利用時間内に派遣先(利用者の自宅等)に不在の場合には、本業務を行わないものとする。

(9)掃除用具や洗剤、調理器具や食材等ホームヘルプサービスに際して必要となる道具は、利用者の自宅等にあるものを使用する。また、その旨を事前に発注者から利用者に対し説明するが、実際に使用する道具等については、受注者から利用者に対し説明すること。

(10)重量物の運搬、高所での作業などの危険を伴う作業、利用者に対する身体介護サービスなどの直接身体に触れる作業は含まない。

(11)ペットに関するサービスは含まない。また、ペットがいる場合は、事前に発注者から利用者に対し、ペットをケージ内もしくは別の部屋などホームヘルプサービスの提供エリア外に移動いただくよう説明する。

4 サービスの提供にあたっての調整等

(1)提供するサービスの詳細について、発注者が事前に利用者及び受注者との調整及び確認を行い、利用開始の7日前の16時までに受注者へ派遣を依頼する。

(2)利用日や利用時間等の変更については、利用予定日の2日前の17時までに利用者から受注者へ申し出るものとする。

(3)緊急時は別のホームヘルパーが即座に対応するなど、業務に支障を及ぼさないようにすること。

5 実績報告

受注者は、「ホームヘルプサービス実績報告書(別紙2)」により、前月(1か月)分のサービス提供実績をその翌月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに、発注者へ報告すること。

6 委託料の支払い

発注者は、実績報告の内容を検査し、検査合格した派遣時間数に契約書に記載する単価を乗じた金額を、受注者からの請求に基づき、請求月単位で支払うものとする。

7 業務説明

受注者は、発注者が説明する犯罪被害者等の支援に関する注意事項等の内容について、派遣するホームヘルパーが正しい認識を持ち業務を遂行するよう、ホームヘルプサービスに従事するまでに適切な説明を行うこと。また、説明が完了した旨を口頭又は紙面で発注者へ報告すること。

8 再委託等の禁止

受注者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

なお、再委託の相手方は、守口市競争入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者であってはならない。

9 その他

- (1)業務に関わっての事故など、一切の責任は受注者で負担すること。
- (2)ホームヘルプサービスの従事者又は従事者であった者が、本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3)実施したホームヘルプサービスにかかる利用者からの苦情については、原則、受注者が迅速かつ適切に対応することとする。

10 担当課

守口市市民生活部人権市民相談課(担当:塔本、乾口、岡田)

電話:06-6992-1512 ファックス:06-6998-3603